

四半期開示見直し等に係る
改正取引所規則等の概要

(株)東京証券取引所 上場部開示業務室
ディスクロージャー企画グループ調査役

飯島 寛太

はじめに

●第1・第3四半期決算短信では、上場規則に基づいて四半期財務諸表等を作成し開示することが義務づけられる。

●期中レビューは原則任意だが、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合にはレビューが義務づけられる。

●2024年4月1日以後に開始する四半期会計期間を含む事業年度、中間会計期間または四半期累計期間に係る決算短信等に対して適用される。

2023年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下、「改正金商法」という)が2024年4月1日に施行されたことにより、四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に「一本化」されることとなった(図表1参照)。

東京証券取引所(以下、「東証」という)では、2023年11月22日に公表した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」(以下、「実務の方針」という)に沿って、2023年12月18日に、四半期開示の見直しに係る上場規則改正に関する制度要綱を公表し、2024年3月28日に有価証券上場規程(以下、「上場規程」という)等の一部改正を実施した。また、上場規程等の改正にあわせて、今般の見直しに伴う四半期決算短信等の様式の改訂内容や作成にあつたの留意事項を取りまとめた「決算短信・四半期決算短信作成要領等」(以下、「作成要領」という)の改訂を公表した。

本稿では、上場規程等の改正および作成要領の改訂内容を踏まえた四半期開示の見直しについて解説する⁽¹⁾。

(1) 飯島寛太「四半期開示の見直しに関する実務の方針・制度要綱の解説」(『旬刊経理情報』2024年2月1日号(No.170))では、実務の方針および制度要綱に基づき四半期開示の見直しの内容について解説している。

四半期開示の見直しの経緯

四半期開示について、東証では、1999年に、新興企業向けの市場であるマザーズ上場会社から開示を義務づけ、2003年から、すべての上場会社に段階的に開示を義務づけている。その後、四半期開示制度は、2006年に金融商品取引法において法制化され、2008年から施行されている。

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」では、四半期開示のあり方について議論が行われ、2022年6月および12月に金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(以下、「DWG報告」という)が取りまとめられている。2022年6月の報告では、金融商品取引法上の四半期報告書(第1・第3四半期)と取引所規則に基づく四半期決算短信の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性が示された。そのうえで、「一本化」にあつては、開示のタイミングや投資者における広い利用状況等を踏まえ、四